

# 公共図書館と生涯学習

山口 源治郎

The Public Library and Lifelong Education in Japan: An Overview

Genjiro YAMAGUCHI

## 抄 録

経済のグローバル化、社会の情報化、高齢化など社会経済の構造的な転換、そして地域社会における市民活動の活発化は、現代社会に創造的に生きようとする人々の生涯学習（教育を）不可欠のものとしている。「成人教育に関するハンブルク宣言」（1997年）が指摘しているように、生涯学習は「21世紀の鍵」となる。

公共図書館はこのような生涯学習にどのような役割を果たしうるのかについて、生涯を通じた公共図書館を利用する権利の保障、公共図書館利用に様々な障害を持つ人々へのサービス、公共空間としての図書館と生涯学習、人々との共同と社会貢献のための活動の場の提供、という点からその可能性を指摘する。

キーワード：公共図書館、生涯学習、生涯学習政策、市民活動、公共空間、障害者サービス

## 1 日本における生涯学習の展開

### 1.1 社会経済の構造的転換と生涯学習政策の展開

日本においては、1980年代後半以降、生涯学習は理念の段階から実施の段階へ移行したといわれるように、生涯学習政策が中央政府、地方政府によって積極的に展開されていった。こうした生涯学習政策の積極的な展開の背景には、経済のグローバル化、産業構造の変化、社会の情報化、高齢化、生活要求の多様化にみられる社会の成熟化などの社会経済構造の急激な変化がある。

日本の企業は、国際経済競争を有利に進めるため、生産拠点、販売拠点をアジアを中心として海外に移すなど多国籍企業化を強力に進めている。また重工業を主軸とした産業構造は、サービス産業、情報産業を主軸とする構造に転換している。さらにITの急速な発展と普及は、今後の経済活動、職業能力、人々の生活様式などに大きな変化をもたらすものとなっている。

また日本の高齢化率は1980年には9.1%であったものが、2003年には19.0%となり、2015年には26.0%になると予測されている。この急激な人口構成の変化は、少子化と相まって、社会経済のあり方にのみならず、人々の生活や生き方に大きな影響を及ぼしている。

1984年の設置された政府の臨時教育審議会は、国家の立場から、こうした社会経済の構造的転換に対応する教育の体制を構想するものであった。臨時教育審議会は、最終答申（1987年）において、教育構造の全般的見直しを行い、21世紀に向けた教育改革の政策的課題として、

「生涯学習体系への移行」を提言した。そこでは、人生の各段階に応じた学習機会の整備、大学などへの社会人入学、職業訓練、企業内教育などが言及された。この政策提言を実現するために、1988年には文部省に生涯学習局が新設され、地方政府においても生涯学習部などの担当行政部局が設けられた。また1990年には「生涯学習振興整備法」が制定された。

## 1.2 新しい社会運動の発展と生涯学習

他方生涯学習は、政府の動きとは別に、社会運動のレベルでも多様に展開され、その社会的重要性についての認識を深めてきた。

これまでの社会運動は、労働運動や反体制的な政治運動が中心をなしていた。しかし1960年代以降、日本においても、女性解放運動、障害者の差別反対運動、環境保護運動、地域問題の解決をめざす住民運動、消費者運動、国際協力活動など、新しいタイプの多様な社会運動が生まれ広がりを見せている。

特に1995年の阪神淡路大震災の際に繰り広げられた、被災者救援のボランティア活動の広がりは、市民の中に社会貢献活動への強い意欲と行動力が存在していることを示した。こうした機運の中で、市民の多様な社会貢献活動を促進し、活動を行っている団体が容易に法人格を獲得しうる措置を講じた法律、「特定非営利活動促進法」(NPO法)が1998年に制定された。

現在この法律に基づいてNPO法人として認証されている団体は、11,915団体(2003年6月末)となっている。この中で特に注目されるのは、「社会教育」「学術・文化・芸術・スポーツ」「子どもの健全育成」「男女共同参画」「まちづくり」など、生涯学習に深く関係する目的を掲げるNPO法人が、38%存在することである。

また直接生涯学習に関わる目的を掲げていないNPO法人であっても、市民向けの講演会や学習講座などの教育活動や、法人内部での研修を積極的に行っている。この意味でほとんどのNPO法人が、その目的のいかんに関わらず、生涯学習の機会の提供を行っている。さらにNPO法人の認証を受けていない任意の市民団体の中にも、生涯学習に関わる団体が数多く存在している。こうした事実は、政府によって展開される生涯学習の領域とともに、NPO法人を含む市民団体によって展開される自立的な生涯学習の領域が、重要な意義を担っていることを示している。

## 2 公共図書館活動と生涯学習

### 2.1 「成人教育に関するハンブルク宣言」(1997年ユネスコ第5回国際成人教育会議)と公共図書館活動への示唆

1997年のユネスコ第5回国際成人教育会議が発表した「成人教育に関するハンブルク宣言」は、「人権への全面的な敬意に基づいた、人間中心の開発と参加型社会だけが、〔社会を〕持続可能で公正な発展に導く」とし、「成人教育は21世紀への鍵となる」ことを宣言している。そして「生涯を通じた教育権と学習権の承認は、これまで以上に必要なものとなっている」と指摘し、今後の成人教育の課題として、人々の生涯学習に対する公共図書館の取り組みの課題を考える上で示唆に富む、多くの課題を指摘した。

それらの課題の中には、「女性の統合とエンパワーメント」、「平和文化と、市民性および民主主義のための教育」、「多様性と平等」、「先住民の教育と文化」、「経済の変換」、「情報への接近」、「高齢化社会」、「障害を持つ人々のための統合と接近」などが含まれている。これらの指摘に示唆を受けながら、日本において公共図書館が生涯学習にどのような役割を果たしているのか、その可能性について次に論じたい。

## 2.2 生涯を通じた公共図書館を利用する権利の保障

公共図書館はあらゆる年齢の人々にサービスを提供するが、とりわけ子どもたちに対するサービスは重要な意味を持っている。子どもたちが未来社会の担い手として、未来によりよく生きるための十分な能力を身につけるには、図書館の利用を促進するとともに、そこに優れた文化が用意される必要がある。子どもたちの教育は学校教育にとどまるものではなく、就学前の教育や学校外の社会における教育においても保障される必要がある。近年日本においては、公共図書館は児童図書館サービスの一環として、保健所や保育所との連携による乳幼児期の読書の取り組み、学校図書館への支援活動に取り組んでいる。

また社会の高齢化の進展を反映して、高齢者の図書館利用が近年急増している。しかし現状では高齢者に対する図書館サービスはほとんど取り込まれてはいない。高齢者に対するサービスとして、居心地のよい空間づくりや、高齢者向けの学習講座の開設などに取り組む必要がある。また図書館の急速なIT化は、高齢者にとって図書館を利用しづらいものになっている。高齢者の図書館活用能力を高め、デジタル・デバイドを緩和するために、公共図書館は有効なサポートを行う必要がある。

公共図書館は地域住民の教養の向上や楽しみの読書を保障することに止まらず、住民の職業生活や職業上の再教育に役立つ多様な資料の提供を行う必要がある。日本においては「ビジネス支援サービス」として、端的な取り組みが開始されるようになった。

## 2.3 公共図書館利用に様々な障害を持つ人々へのサービス

公共図書館利用に様々な障害を持つ人々へのサービスも重要な課題である。日本では1970年代から視覚障害者に対するサービスが本格化し、障害者サービスが公共図書館の基本的なサービスの一つであることが認識されてきた。また1981年の国際障害者年を契機として施設のバリアフリー化も進められてきた。しかし情報提供サービスが福祉行政に位置づけられている問題も存在しており、障害者の情報へのアクセスを教育・学習権に位置づける課題が残されている。

他方、公共図書館利用に様々な障害を持つ人々とは、狭い意味での障害者のみ指すものではない。在住外国人、先住民族、少数民族、施設入所者など多様な人々を含んでいる。現在日本には、アジア地域の出身者を中心に、約180万人の在住外国人が生活をしている。こうした在住外国人、先住民族、少数民族への図書館サービスは、少数の事例を除き本格的な取り組みは遅れている。また、支配的な言語と民族文化への同化ではなく、異なる言語と文化への承認と理解を基本にしたサービスが必要とされている。

## 2.4 公共空間としての図書館と生涯学習

公共図書館の役割は、単に資料と情報を提供するに止まるものではなく、そのことを通して、人々の潜在的な能力を開発し、社会参加を支援し、自己決定権の行使を支援する役割を担っている。その意味で公共図書館は、民主主義を実質化する基礎的な制度の一つに位置づけられる。

特に地域社会と密接な関係をもつ公共図書館は、地域住民が、地域社会のあり方の決定に、主体的に参加するために必要とされる資料や情報を収集し、提供するとともに、社会的に重要な問題や議論について、積極的に人々の関心を喚起するような取り組みを行う必要がある。「成人教育に関するハンプルク宣言」は「市民性および民主主義のための教育」を成人教育の課題に挙げているが、公共図書館は人々の自己決定学習を支援することによって、自治と参加を促進する役割を担うことができる。

また、地域社会で活動している市民団体に対する支援も今日的課題となっている。先にふれたように、市民団体は自立的に生涯学習の機会の提供を行っており、コミュニティーの形成に重要な役割を果たしている。公共図書館が、そうした市民団体の活動に必要な資料と情報と施設を提供し、また市民団体が作成した出版物を収集し提供することは、民主主義の発展やコミュニティーの形成にとって重要な意義をもっている。

こうしたサービスを通して、公共図書館はコミュニティーにおける情報の公開と共有、公論の形成の場を保障する公共空間となることができる。

## 2.5 人々との共同と社会貢献のための活動の場の提供

公共図書館は人々に対し一方的にサービスを提供するだけでなく、人々と多様な共同事業を展開することができる。近年図書館友の会が結成され、図書館サービスに改善について図書館と話し合い、図書館フェスティバルやリサイクルバザーなどのイベントを図書館と共同で実施する例も見られるようになった。また図書館ボランティアとして、障害者の朗読サービスや、録音作業、点訳作業に関わる人々も多数存在する。このように公共図書館は、図書館サービスへの協力を通して社会貢献したいと願う人々に、その活動の場を提供することができる。

## 3 結 論

生涯を通した公共図書館を利用する権利の保障、公共図書館利用に様々な障害を持つ人々へのサービス、公共空間としての図書館の役割、自己実現のための活動の場の提供など、公共図書館は生涯学習に対し大きく貢献しうる可能性をもっている。

こうした公共図書館の可能性を現実のものにするためには、人々が容易に利用しうる場所に数多くの図書館が配置されている必要がある。日本では1960年代以降、積極的に公共図書館を普及する努力がなされてきた。しかし現在、4万3千人に1館の普及度に止まり、町村では未だ60%の自治体が図書館をもっていない。こうした図書館の現状は、生涯学習をすべての人々の権利として保障しようとするとき、早急に解決されなければならない課題である。

こうした課題があるにも関わらず、現在、中央政府、地方政府は、公共図書館予算の大幅な削減、図書館職員の削減など、公共図書館サービスの縮小を進める新自由主義的政策をとって

## 山口：公共図書館と生涯学習

いる。このことが公共図書館の発展に大きな障害となっている。